減免の対象になる方 一覧

減免の対象となる方は、次の手帳の交付を受けている方で、障害の区分に応じ、それぞれの障害の級別に該当する障害のある方です。

チ帳及が陰宝の区へ			障害の級別		
手帳及び障害の区分		本人運転の場合	家族・介護者運転の場合		
身体障害者手帳 の交付を受けている方	視覚障害		1級から4級1号まで		
			(4級1号=両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方)		
	聴覚障害		2級から3級まで		
	平衡機能障害		3 級のみ		
	音声機能障害		3 級のみ	該当しない	
	(こう頭摘出による音声機能障害が				
	ある場合に限る)				
	肢体不自由	上肢	1 級から 2 級の 2 号まで		
			(2級の2号=2級のう	(2級の2号=2級のうち両上肢障害の方)	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級1号まで	
				(3級1号=3級のうち両下肢障害の方)	
		体幹	1級から3級、または5級のみ	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非進 行性脳病変による運 動機能障害	上肢	1級から2級両上肢まで		
		移動	1 級から 6 級まで	1級から3級両下肢まで	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこ う・直腸・小腸機能障害		1 級または3 級のみ		
	肝臓機能障害		1級から3級まで		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級まで		
療育手帳の交付を受けている方				直近の障害の程度(総合判 定) の判定が「A」	
				た/ UJ刊た/バ「A]	
精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける			受けている方	障害等級が1級	
戦傷	病者手帳 の交付を受ける	ているフ	方 税務課市民税係にお問	税務課市民税係にお問い合わせください。	

[※]療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の、本人運転はありません。